

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	鳥獣の捕獲等の許可(京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が行う許可及び京都府広域振興局長等に権限を委任する規則に基づき広域振興局長等が行うものを除く。)
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。
⑦	審査基準	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 また、次の(1)から(6)までの京都府第13次鳥獣保護管理事業計画書(以下「計画書」という。)の要件に適合していること。 (1)計画書第四2(1)ア (2)計画書第四3 (3)計画書第四3-1 ア (1)アからキ イ (2) (4)計画書第四3-2 (5)計画書第四3-3 ア (1) イ (2)① ウ (2)④イ(ア)・(イ)、④イ(ウ)からd及び④イ(オ) (6)計画書第四3-4 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 また、計画書第四2(1)イの要件に適合していること。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 また、計画書第四2(1)ウ及びエの要件に適合していること。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。 また、計画書第四2(1)オからクまでの要件に適合していること。 5. わなを使用して獣類の捕獲を行う場合は、計画書第四2(3)の要件に適合していること。 【文書名】 ・京都府第13次鳥獣保護事業計画第四「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」
⑧	経由機関名	各広域振興局又は京都府林務事務所
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日間
	経由機関	10日間
	協議機関	
	当該処分機関	20日間
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 京都府第13次鳥獣保護管理事業計画全文については、農村振興課ホームページに掲載しています。 2. 環境省自然環境局長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209163号)Ⅳ「捕獲許可等」Ⅳ-3のⅡ「鳥獣の捕獲に関する審査基準」 3. 環境省自然環境局野生生物課長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209164号)Ⅱ「鳥獣の捕獲に関する審査基準」 4. 京都府広域振興局長の長等に権限を委任する規則に基づき広域振興局長及び勤務事務所長へ委任している事務を除く

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	鳥獣の捕獲等の許可(京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が行う許可及び京都府広域振興局長等に権限を委任する規則に基づき広域振興局長等が行うものを除く。)
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	各広域振興局又は京都府林務事務所
⑥	法令の定め	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。
⑦	審査基準	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 また、次の(1)から(6)までの京都府第13次鳥獣保護管理事業計画書(以下「計画書」という。)の要件に適合していること。 (1)計画書第四2(1)ア (2)計画書第四3 (3)計画書第四3-1 ア (1)アからキ イ (2) (4)計画書第四3-2 (5)計画書第四3-3 ア (1) イ (2)① ウ (2)④イ(ア)・(イ)、④イ(ウ)からd及び④イ(オ) (6)計画書第四3-4 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 また、計画書第四2(1)イの要件に適合していること。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 また、計画書第四2(1)ウ及びエの要件に適合していること。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。 また、計画書第四2(1)オからクまでの要件に適合していること。 5. わなを使用して獣類の捕獲を行う場合は、計画書第四2(3)の要件に適合していること。 【文書名】 ・京都府第13次鳥獣保護管理事業計画第四「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)20日間
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	20日間
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 京都府第13次鳥獣保護管理事業計画全文については、農村振興課ホームページに掲載しています。 2. 環境省自然環境局長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209163号)Ⅳ「捕獲許可等」Ⅳ-3のⅡ「鳥獣の捕獲に関する審査基準」 3. 環境省自然環境局野生生物課長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209164号)Ⅱ「鳥獣の捕獲に関する審査基準」 4. 京都府広域振興局長の長等に権限を委任する規則に基づき広域振興局長及び勤務事務所長へ委任している事務

II 鳥獣の捕獲に関する審査基準

1. わなの取扱について

(1) 許可基準

基本指針Ⅲ、第四、1 (3) わなの使用に当たっての許可基準は、地域的に絶滅のおそれの高いワナ類等の錯認捕獲を防止し、仮に錯認捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減し、解放を促すため、以下のとおり定めたものである。

① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限定するものとする。

なお、輪の直径 12 センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。

また、締付け防止金具、よりもどし、衝撃緩衝器具の機能、構造は以下のとおりである。

(別図参照)

1) 締付け防止金具

くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしほりを一定の大きさに制限する金具。

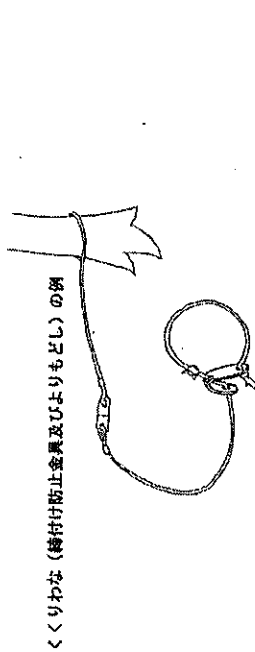
一部で使用されている地獄結びやバネによって持続的に締め付けることを規制し、仮に錯認捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したもの。

2) よりもどし

くくりわなのワイヤーの接続に使用し、ワイヤーにかかる、よりを直す金属環。捕獲個体が暴れることによって、ワイヤーがよれ、剛性が低下することを防止するとともに、締付けによる捕獲個体の損傷を防止するよう措置したもの。

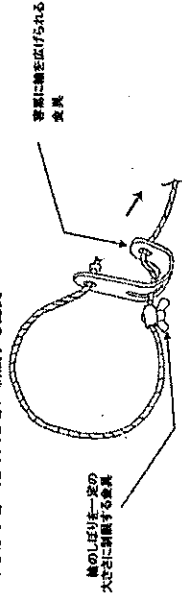
3) 衝撃緩衝器具

とらばさみの挟み金具部分に装着する衝撃緩衝のためのゴムパッド等。仮に錯認捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減するよう措置したもの。



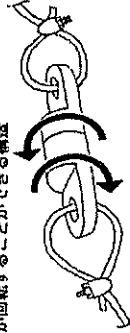
1) 締付け防止金具

一方向に金具を引くことで、容易に輪を広げられる金具、又は輪のしほりを一定の大きさに制限する金具



2) よりもどし

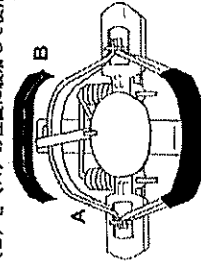
金具の両端が回転することができる構造



とらばさみ（衝撃緩衝器具）の例

3) 衝撃緩衝器具

ゴム製等のパッド (B) を (A) の位置に装着して使用する。



(2) 違法捕獲の防止

平成 18 年の法改正及び平成 19 年の施行規則改正により、鳥獣を捕獲等するためのわなには設置者の氏名等の表示が義務付けられたこと、罾懸符類におけるとらばさみの使用が禁止されたこと、さらにわなによる許可捕獲に上記のような許可基準が新たに設けられたことを踏まえ、わなによる違法な捕獲等が行われることがないよう、関係機関等への周知を図っていくものとする。

また次の点に関し、鳥獣捕獲用のわな販売店等に対して協力を依頼していくこととする。

- ① 店頭等において、上記の取扱いを購入者にポスターやビラ等によって普及啓発すること
- ② 販売に際し、捕獲許可証又は符類免状等の提示を求めること